

各 位

会 社 名 株式会社 大 林 組
(本店所在地) 大阪府中央区北浜東4番33号
代表者名 取締役社長 向笠慎二
(コード番号 1802 東、大、名、福)
問合せ先 東京本社総務部長 寺前邦次
(TEL 03 - 5769 - 1017)

経営体制の改革に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させることを目的として、本年6月の株主総会を経て、経営体制の改革を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 取締役会の改革及び執行役員制度の導入

- (1) 取締役数を現行の44名から15名以内に削減します。これにより、機動的に取締役会を開催し、より迅速で戦略性の高い経営上の意思決定ができる体制を整えます。
- (2) 商法上の取締役とは別に、専ら業務執行機能のみを担任する執行役員を、取締役会の決議により45名以内選任します。これにより、業務執行の迅速性、効率性を高める体制を整えます。執行役員は、その職責に応じ「専務執行役員」、「常務執行役員」、「執行役員」となります。なお、執行役員と会社との関係は委任とし、その任期は1年とします。
- (3) 取締役は、経営の意思決定と業務執行を行うとともに、取締役及び執行役員の業務執行行為に対する監督を担任します。また、本年6月の株主総会終結後の取締役会では、全ての取締役を「専務」以上の役付取締役(代表取締役会長、代表取締役社長、代表取締役副社長、専務取締役)に選任する予定です。なお、取締役は執行役員を兼任せず、その任期は従来どおり2年とします。
- (4) 取締役、監査役及び執行役員の選任等に係る透明性を確保するため、本日付で「推薦委員会」を設置します。また、取締役及び執行役員の報酬等の決定(実績の評定を含む)に係る透明性を確保するため、本日付で「報酬委員会」を設置します。両委員会のメンバーは代表取締役全員で構成し、その審議結果は取締役会に上程することとなります。

2 退職慰労金制度の廃止

- (1) 執行役員制度の導入に伴い抜本的に役員報酬体系を見直すこととし、役員在任期間に連動した退職慰労金制度を本年6月の株主総会終結の時をもって廃止のうえ、成果責任をより明確にした役員報酬制度に改めます。
- (2) 本年6月の株主総会の時点で在任する役員を対象に、退職慰労金の打ち切り支給決議を得たうえで、同時点までの退職慰労金をそれぞれの役員の退任時に支給します。

3 会議体の改革

従来から設置している取締役会、監査役会、経営会議に加え、経営戦略を伝達するとともに業務執行状況を報告する「執行役員会議」を設置します。

4 実施時期

本年6月開催予定の第101期定時株主総会終了後。

以 上

おって、取締役及び執行役員の人事については、後日発表いたします。

改革後の当社経営体制の概要

